

参議院 総務委員会 會議録 第五号

平成十二年三月二十三日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十三日

辞任

山本 正和君

補欠選任

谷本 巍君

出席者は左のとおり。

委員長 小川 勝也君
理事 海老原義彦君
国井 正幸君
鴻池 祥肇君
広中和歌子君
泉 信也君

委員

石井 道子君
長峯 基君
西田 吉宏君
松谷蒼一郎君
森田 次夫君
菅川 健二君
千葉 景子君
堀 利和君
前川 忠夫君
木庭健太郎君
山下 栄一君
阿部 幸代君
吉川 春子君
谷本 巍君
山本 正和君

國務大臣

大藏大臣 宮澤 喜一君

國務大臣 青木 幹雄君

内閣官房長官 統 訓弘君

内閣官房副長官 松谷蒼一郎君

政務次官 大藏政務次官 林 芳正君
総理府政務次官 長峯 基君
総務政務次官 持永 和見君

事務局側 常任委員会専門 員 石田 祐幸君

政府参考人 内閣総理大臣官 房審議官 佐藤 正紀君
総務庁恩給局長 大坪 正彦君
厚生省社会・援 護局長 炭谷 茂君

本日の會議に付した案件
○政府参考人の出席要求に関する件
○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小川勝也君) ただいまから総務委員会を開会いたします。
政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
恩給法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に内閣総理大臣官房審議官佐藤正紀君、総務庁恩給局長大坪正彦君及び厚生省社会・援護局長炭谷茂君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

せんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(小川勝也君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
○委員長(小川勝也君) 恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案につきましては既に趣旨説明を聴取いたしましたので、これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。
○森田次夫君 自由民主党の森田次夫でございます。この恩給法の改正につきましては全く御異議はございませんで、むしろ先般の委員会でも申し上げましたとおり大変感謝をいたしておりますところでございます。
恩給法につきましては、既に御承知のとおりでございませうけれども、戦前はそれなりに処遇がなされてきたわけでございますけれども、戦後、占領政策によって一変をして、二十一年からは停止をされた、そして二十七年に援護法ができ、そして二十八年に恩給法が復活した、こういう経緯があるわけでございます。それから四十数年になるわけでございます。
そうしたことで、その間に、六十一年のときに抜本的な改革がございまして、その前は公務員の給与のアップ率あるいはまた物価等いろいろとその時々でいろいろと改善の仕方があったやうでございますけれども、六十一年の臨調のいわゆる行革、そこを、このところでもって他の公的年金とのバランスをとる、こういうことでもって総合勘案方式になって現在に至っております、こういうふうな認識をしているわけでございます。
したがって、この恩給法につきましてはほとんど今までも審議が尽くされてきておるんじゃないか、言ってみればほとんどお聞きするやうなことがない状態ではなかるうかな、こんなにも思うわけでございます。
そうしたことで、今回我が党としては十分間ということで時間を与えられましたので、その範囲でもってまず政府参考人の方にお尋ねするわけでございますけれども、恩給だとかそれから公務扶助料でございますけれども、これは仮定俸給が計算の基礎になっておるわけでございませうけれども、実際には最低保障額でほとんど改善が行われている、そういうような状況じゃないのかな、こういうふうにお尋ねの御返答を申し上げますけれども、その比率でございますね、仮定俸給で改善されている比率、それから最低保障で改善されている比率、時間もございませうので比率だけで結構でございますけれども、ちょっとお教えいただきたいと思っております。
○政府参考人(大坪正彦君) ただいま先生の方から最低保障の適用割合の御質問でございますが、この制度はもともと、先生言われましたように、恩給法にはなかった制度でございますが、昭和四十年以降、公的年金の制度を見習ってできたものでございます。
ただいまの適用割合につきましては申し上げますと、普通恩給で申しますと平成十二年度予算でございますが八〇・五%、普通扶助料九三・五%、公務関係扶助料九八・六%ということで、かなりの方が最低保障によりまして支給をされているというのが実情でございます。
○森田次夫君 平均しますと八八%ぐらいになるのかなというふうにお尋ねの御返答を申し上げます。そういつたことでもって大部分の方は最低保障で引き上げが行われておるわけでございますが、そのことでもってお伺いをさせていただきますと、提案理由の第二点にある低額恩給の改善についてござ

います。
傷病者の遺族特別年金及び実在職の六年未満の普通扶助料の最低保障額についてそれぞれ上積みを行うというところでございますけれども、そもそも恩給につきましても受給者は一体どのくらいの年額を受給を受けておられるのか。もちろんいろいろと恩給の種類があるわけでございますけれども、単純に平均しましてどのくらいの金額になるのか。これも金額だけで結構でございますので、お教え願いたいと思います。

○政府参考人(大坪正彦君) 恩給受給者の方の一人当たりでは年額は幾らかという御質問でございますが、先生言われましたように、恩給の場合にはかなりばらばらでございます。これは、恩給というものが旧軍人の方が多いということで、公務性の強い公務扶助料あるいは傷病恩給、こういうようなものについてはかなり高額になっておりますので、そういう公的年金との大きな違い、恩給としての一つの特徴であるわけでございますが、そういうような実態を前提にした上であえて平均をとってみますと、旧軍人につきましては八十九万九千円、約九十万でございます。文官恩給につきましては約百十七万でございます。これを両方合わせますと、恩給全体として一人当たりは九十一万円というのが水準でございます。

○森田次夫君 九十一万円ということでございますけれども、傷病遺族特別年金につきましては今回二千円、それから実在職六年未満の普通扶助料につきましては千円の上積みを行うことになっておるわけでございますが、それぞれ年額は幾らなのかといえ、これはここに出でおりますので、傷病者につきましては四十九万三千四百円に改善が行われる、二千円アップしましてですね。それから、実在職六年未満の短期の方でございますけれども、この普通扶助料につきましては五十五万二千円ということになって、ただいま局長からの平均すると九十一万というお話がございましたが、これらの方々につきましては平均年

額よりも若干多いぐらい、こういうことではないかと思ひます。これらの恩給年額はちよつと低水準といひますか、低いのではないかと思ふわけでございます。こうした低額の恩給につきましても、もう少し改善をしていく必要があるのかな、こんなにも思ふわけでございます。

そこで、総務庁長官にお伺いをいたすわけでございますけれども、先日の当委員会におきまして受給者の処遇の改善に努力するとの決意を表明していただいております。これらの年額の恩給を引き上げるとともに、公務扶助料あるいは傷病恩給等につきましても引き続き改善を図るべきだ、このように考へるわけでございますけれども、長官のお考へを伺わさせていただきますかと思ひます。

○國務大臣(練訓弘君) 傷病者遺族特別年金の基本年額及び実在職六年未満の者に係る普通扶助料の最低保障額の年額につきましては、制度創設以来、恩給制度内のバランス等も考慮しつつその改善に努めてきたところでございます。

平成十二年度恩給改善におきましては、低額恩給改善の趣旨から、恩給制度内で最も低額な部分に当たる傷病者遺族特別年金の基本年額及び実在職六年未満の者に係る普通扶助料の最低保障の年額につきましても、ベアに加え、今御指摘のように特別の上積みを行うこととしたものでござい

ます。今後、さらにこれを特別に増額することにつきましては恩給制度内のバランスや経緯等を踏まえながら検討してまいりたいと存じます。

○森田次夫君 よろしくどうぞお願い申し上げます。これで終わります。

○菅川健二君 民主党の菅川健二でございます。本委員会では初めての質問でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。まず、本題の恩給法改正案に入ります前に、所管の事項につきまして懸案となつておる二点につきまして、総務庁長官、官房長官にお聞きいたしたいと思います。

まず第一点でございますけれども、地方分権の推進組織についてお伺いいたしたいわけでございます。

統務総務庁長官につきましては地方自治のまさに専門家でございまして、地方自治の推進につきまして十分御理解いただいておりますものと心強く思つておるわけでございます。この四月に地方分権推進一括法が施行になるわけでございます。分権社会に向けて第一歩を踏み出すということについては意義あることだと考へておるわけでございます。

ところが、来年の省庁再編によりまして、国分省庁といたしまして自治省が総務省の一部門になつてくるということになりますと、専ら地方自治を専管する關係を欠くということにもなるわけでございます。また、地方分権推進委員会につきましてもこの七月に期限切れをするというような状況になるわけでございます。このまま推移しますと、地方分権はこれからだといふときに地方分権を推進するのの所管の役所なりあるいは組織なりというものが弱体化するのではなからうかという危惧があるわけでございます。

幸い、総務庁長官には、一昨日、閣議におきまして、地方分権推進法の一年期限延長、したがつて推進委員会の設置期限も一年延長する方向で法の準備を進めておられるというふうにお聞きいたしておるわけでございますが、その一年延長の根拠なりあるいは趣旨なり、そういったことにつきまして総務庁長官のお考へをお聞きいたしたいと思います。

○國務大臣(練訓弘君) 今、専門家である菅川委員から御質問がございました。まさに御懸念のことを踏まえまして今回一年延長することにしたわけでございますけれども、御案内のように地方分権推進法は五年間の時限立法でございます。本年七月にその期限が到来するわけでございます。

地方分権推進一括法が本年四月に施行される一方で、わずか三ヶ月後の七月に地方分権推進法が

失効することになりますと地方分権推進委員会の監視活動が十分にできないこと等から、地方分権推進法を一年延伸するための法案を今国会に提出するということになつております。

○菅川健二君 一年延長ということになりますと、監視機能としての一年延長というものはそれなりの当面の措置としては妥当だと思ふわけでございますけれども、地方分権推進一括法の制定の際に国会でもいろいろ議論になりました地方分権措置について充実強化する、これが欠けておるのではないかと、あるいはさらなる地方への権限移譲をすべきではないかというよう議論が出て、附帯決議にもそれがなされたわけでございます。

したがらぬまま、そういうことを考へますと、地方分権推進委員会の制度そのものがこのままでいいのか、あるいは期限としても一年でいいのか、そういった点は十分配慮すべきではないかと思ふわけでございますが、その点についていかがお考へでしょうか。

○國務大臣(練訓弘君) 今、菅川委員からの御指摘もございました。平成十一年七月八日に参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会の附帯決議がございました。「地方税財源の充実確保や権限の委譲など地方分権を一層推進する必要がある。地方分権推進法失効後の地方分権を推進する体制を検討すること」という附帯決議もございました。それらを踏まえて今申し上げたような一年延長ということになりましたけれども、今御指摘の一番大切な地方税財源の充実確保につきましては地方分権推進委員会の第二次勧告を受けた地方分権推進計画でも取り上げられ、その基本的な方向は示されているところでございます。

また、地方分権一括法の附則にこの問題に関する条項が追加して盛り込まれたほか、今申し上げた国会における附帯決議や今国会における地方財政の拡充強化に関する決議でも取り上げられた経緯があることは十分認識しております。

一方、第二次勧告を受けた地方分権推進計画におきまして、「中長期的に、国と地方の税源配分の

あり方についても検討しながら、地方税の充実確保を図る」とあるように、この問題に關しましては、国と地方公共団体との役割分担や国の税制、財政とのかわりなど総合的な観点から検討が必要でございます。これらの経緯や観点等を踏まえて、地方分権推進委員会において引き続き検討していただくものと、このように考えております。

○菅川健二君 今のうちに、そういった基本的な中身についてもこれから検討されるということでございますので、ぜひ監視機能のみならず、これから地方分権を進めなければならぬ、特に税財源の問題等について緊急の問題がございまして、そういったことにつきまして適時適切にこの委員会を活用されて、さらに地方分権推進のために御尽力をお願いしたいと思います。

次に、昨今これも大変問題になっております国家公安委員会のあり方の問題でございますが、特に委員の報酬につきましては、私などもやっぱりに地元を帰りましたもこんなにくさんの高額の給料をもらっておるのかというようによく聞くわけでございまして、勤務態様を見ましても、常勤職といながら週一回の、非常勤職といひますか、かなり勤務態様としても軽い勤務態様ではないかと思っております。

そして、給与につきまして、他の職務と兼務しておる場合、これは特別職の給与法によりまして、他の職務に従事し、その職務から生ずる所得が主たる所得となる者は給与を支給しないとするわけでございます。しかし、現在、お聞きするところによりますと、委員五人のうち四名が主たる所得が他にないというので報酬全額を受け取っておられるやに聞いておるわけでございます。その四人の中身を見ましても、例えば役人をやっておられたり弁護士をやっておられる、あるいは大学の教授の現職におありになるというふうなこともあるわけでございますが、特別職給与法の所管というものは総務庁というふうにお聞きしておるわけでございます。主たる所得の解釈をどのように

されておるのか、お聞きしたいと思っております。

○国務大臣(統制弘君) 特別職給与法におきましては、所管の大臣から兼業の許可を受け、他の職務に従事している常勤職員のうち、他の職務等からの所得が主たる所得となる場合には、給与月額ではなく、別に定める日額手当を勤務日数に応じて支払うこととしております。

他の職務等からの所得が主たる所得になる場合とは、他の職務等からの所得が常勤委員としての給与を含めたその者の総所得の六割程度を超える場合を言うものとして従来から運用しているところであり、他の常勤委員と同じ職責を担っているということなどを踏まえ、各種社会保険制度の休業等の場合の給付額が六割程度であることを参考にして、総所得の六割程度を目安としてきたものであります。

なお、資産性の所得は、職務に従事する必要がなく生ずる所得であることから除外して考えております。

こういう経緯で一応六割ということになっていくわけであり、

○菅川健二君 六割というようないくつかの基準というところのようでございますが、例えば、常勤的に、弁護士等の所得ということも、ここに弁護士御出身の議員の先生もおられますけれども、弁護士ということになりましても、かなり高い所得を取っておられるような職業でもあるわけでございまして、事例のようにならざるに当たって、果たして今回のおるのかどうか。それから、やはり社会常識的に考えて、そういう給与のあり方がいいのかどうかという点について、指導するといひますか、法を所管する立場の総務庁長官としてはいかがでございますか。

○国務大臣(統制弘君) この問題につきましては国会でもいろいろ議論がございまして、そして、国民の皆様からのいろいろ意見もございまして、そんな問題意識を持ちながら、実は警察としても、国

家公安委員会としてもいろいろ議論をしていただいております。

例えば、警察刷新会議でしょうか、仮称でございますけれども、六人の委員の先生方が知恵を出し合われるということもございまして、そういう中で議論をしていただいて、それらの議論を見守りながら、今、所管の総務庁としても一定の方向で議論をさせていただきたいと、こんなふうな思っております。

○菅川健二君 ひとつこの機会でございますので、実態を調査されて、是正すべきことがあつたら是正していただきたいと思います、いかがでございますか。

○国務大臣(統制弘君) もう菅川委員はこの問題についてはいろいろと行政経験もあつたこと、給与がどういふ時点で決められたかということについても御存じだと存じます。

したがって、いろいろな過去の経緯等もございまして、そして、今申し上げたような今日の議論もございまして、それらを踏まえながら、国民の皆様が納得できるようなそういう最善の方法で検討させていただきたい。そして、先ほど申し上げたように、いろいろな今議論をしておられる方々も真剣にこの問題について議論をしていただく。したがって、そういうものを見ながら、今申し上げたような議論をさせていただきたい、このように考えております。

○菅川健二君 官房長官により広い立場からお聞きしたいわけでございますが、各種審議会とかあるのはこういう公安委員会とか、いろいろ特別職があるわけでございますが、この給与につきまして、やはり一つは職務の重要性、それから勤務の態様、常勤的なものかあるいは非常勤的なものか。あるいは先ほど申し上げました兼職のあり方の問題。こういったことにつきまして、国民が納得いくような給与体系にこの際は是正すべきではないかと思っておりますが、御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(青木幹雄君) 委員会の給与の問題に

つきましては、先ほど総務庁長官がお答えなされたことに私も一般論としては尽きるところでござい

ます。

今、議員お尋ねの、各種委員会の給与一般のあり方についてのお尋ねでございますが、これにつきまして、各委員会の果たすべき機能、委員の職務内容、常勤の必要性等について十分に検討する必要がありますと考えておりました。給与以前の問題として、私どもがこういう問題について考えていかなければいけないことは、まず、任期の問題。私、今度の問題が起きてからいろいろ調べてみますと、四年の任期の委員があつたり五年の任期の委員があつたり、それからほとんどの委員会が再任を妨げないということになっております。ただ、こういうテンポの速い時代に四年、五年で二期ということになりますと、八年、十年という長きにわたつていわれる委員を努めることになり

ます。そういうこともやはり今後考えていかなきゃいかぬ問題であります。また年齢的な問題、いろいろな役職が終わつた方が隠居仕事のような形でこういう委員に就任されるということもいろいろ議論の対象、非難の対象になっておるので、私は、やはり若い人の中から登用していくような委員会のあり方、そういうものも考えていかなきゃいかぬと思ひます。これは私が男女共同参画社会の担当大臣だから申し上げるわけじゃありませんけれども、やはり委員の中に占める女性の割合、そういうふうなものも検討していかなく

いかぬと思っております。

そういうものを検討する中において、果たしてどれだけの給与が必要かということも、やはりいろいろな問題を含めて適正なあり方を今後十分検討する必要があります。このように考えております。

○菅川健二君 今、官房長官がおっしゃられたように、確かに給与以外にも任期の問題、それから男女の比率の問題、年齢の問題、いろいろ問題があるわけでございますので、ぜひ総合的に考えていただきまして、その中でも給与の問題も是正の一環としてお考えいただきたいと要望して

おきたいと思ひます。それから、本題の恩給法でございますけれども、これに関連いたしまして、長年懸案でございました旧植民地出身で旧日本軍人軍属であつた特別永住者につきましては、国籍条項等がございまして、何ら措置されていないという大変谷間に長い間置かれておるわけでございます。昨年十月の大阪高裁の判決におきまして、障害年金の不受給は違憲の疑いがあるということで、裁判長は、国が今後できるだけ速やかに是正措置をとられるようにという所見を出されておるわけでござい

す。これにつきましては、政府におかれても、前の野中官房長官が、たしか二十世紀に積み残しの問題は二十世紀中に解決しなければならぬという強い決意でこの問題に当たられておるやに聞いておつたわけでございますが、現長官におかれてもそういった問題は引き継がれておると思つてございまして、二十世紀も間もなく過ぎ去ろうとしておるわけでございまして、この点につきまして速やかに結論を出すべきであらうかと思ひますが、その後の経緯なり今後の見通しについてお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(青木幹雄君) 本件につきましては、現在の恩給法、援護法等の範囲を超える問題でありまして、また韓国の方々にかかわる財産請求権の問題につきましても、昭和四十年の日韓請求権・経済協力協定によつて、在日韓国人の方々にかわかるものを含めて日韓両国間では法的には完全にこれは解決済みであると、そういう前提に立つておられます。

しかしながら、議員今おっしゃいましたように、これらの方々の置かれておる状況、人道的な問題にかんがみまして、野中前官房長官の御指示を契機として、関係省庁の協力も得て、内閣においては内閣外政審議室において戦後処理の枠組みとの関係と本件に対処するに当たつての種々の問題点につき調査検討を今日まで行つてきたところであります。私も、昨年の十一月、関係者からの

要望をひざを交えてよくお聞きする機会を得ることもできました。

本件につきましては、継続中の問題も含めて種々経緯ある難しい問題という認識はいたしておられますけれども、議員今おっしゃつたように、二十世紀に起きたものは二十世紀に法以前の問題として人道的に解決しなければいけない、それがやはり一つの政治の大きな役割だと、そういうふう

に考えております。私が仄聞するところによりますと、与党・自由民主党においてもこの問題において昨日ある程度の結論が得られ、これから三党間において話が行われると聞いておりますし、また議員が所属していらつしやいます民主党においてもこの問題について鋭意検討が進められておる、そういうふう

に承知いたしておりますので、そういう議論を踏まえて政府といたしましても前向きな対応を続けていきたい、そういうふう

に考えております。○菅川健二君 今お話がございましたように、民主党として検討をいたしておるわけでございまして、昨日、自民党の方で一応の成案を得たように報道ではお聞きいたしておるわけでございまして、民主党はそれより先に、より人道的な立場を重視するということ

で、一時金のほか戦傷病者につきましては年金を支給するというようなことで、できるだけ恩給法とバランスをとれるような法的措置を準備いたしておるわけでございまして、ほぼ成案を得まして間もなく国会に提出させていただきますという手はずになつておりますので、この民主党案も十分御勸案の上、適正に処理していただきたいと思つてござい

ます。その点、再度、御決意がございましたらお聞きいたしたいと思います。

○國務大臣(青木幹雄君) 今申し上げましたように、自民党でも案ができたようでありまして、今お聞きしますと民主党でも案ができたようであり

ます。しかし、この問題は、私は、いろいろな党の立場は違つても、基本的に二〇〇〇年のことは二〇〇〇年のできいれにやつていこう、それから人道的な立場に立つていわゆる大戦の被害を受けて報わ

れなかつた人のためにやつていこうという基本的な考えにおいては恐らく一致していると思ひます。ただ、どういふ形をとるかという、一時金であるとか年金であるとか、そういう問題については意見の違ひはやはり私

は皆さんが議論の中で話し合われることによつて解決できる問題だと考えておりますので、基本的な姿勢については私はどなたも一致した考えである、そういうふう

に解釈をいたしておりますので、そういう中で一つ前向きな対応をしていきたいと思つております。○菅川健二君 今大変いいお言葉をいただいたわけ

でございますが、人道的立場についての薄き濃さはあるにしても基本的なスタンスは同じでございますので、あえて与党野党という立場を超えて、ひとつできるだけお互いに歩み寄つて悔いのないような、関係者に喜ばれるような措置をぜひお願いしたいと思います。

そこで、今度は本題の恩給法の問題でございまして、細部にわたつては既にいろいろ御議論もされておりますので、やや大ざつぱなことにございましてちよつとお聞きいたしたいと思います

でございます。恩給受給者というのは、もう八十歳といひますか、大変御高齢になつておられまして、平成十二年度が百五十一万人余りと前年度に比べて五

万七千人余り減少しており、金額も四百四十億の減額になつておるわけでございまして。これらのことを考えますと、将来的、こゝ一、二年あるいは四、五年の趨勢の中で受給者がどのような推移をたどられるのか、あるいはこれは改善によりま

たどられるのか、あるいはこれは改善によりましてまた額は違つてこようかと思ひますが、このまま推移すると所要額はどの程度の増減になるのか、その点について大ざつぱな見直しをお聞きいたしたいと思います。

○政府参考人(大坪正彦君) 恩給受給者の今後の見通しということでございまして、恩給につきま

十二年度の改善所要額は、十二年度だけ見てみずと四十三億、平年度化すると五十七億になると思いますが、一方、減額が四百四十億ございいますから御指摘のような形ではあります、しかし恩給というものは御案内のとおり全体として絶対額が減るというものはこれはやむを得ないことではないかと思ひます。その中で、私どもとしてはできる限り遺族の方々、あるいは恩給受給者の方々、そういった方々の生活実態を踏まえながら改善すべきところは積極的に改善をまいりつつありたいと思ひます、またこれからもそういう努力はしてまいりたいと思ひます。

御指摘の寡婦加算と遺族加算の問題でございますが、これは長年にわたってそういう問題がございまして、遺族の方々からもかなり心情的な格差感について何とかひとつこれを縮めてほしいという強い要望があつたわけでありまして、平成元年度以降、そういった遺族加算については寡婦加算を上回る増額を行つてまいりました。

また、平成十二年度は寡婦加算が据置きでありましたけれども、遺族加算については二千五百円の増額を行つてまいりました。かつて、遺族加算と寡婦加算の差額が、寡婦加算が十二万五千五百円、遺族加算が十萬四百円ということ、二万五千円の最大の格差がありました。これが昭和六十二年、六十三年でございまして、平成十二年度二千五百円の上積みを行ひまして、現在ではその差が一万二千円になっております。

ただ、この一万二千円を私どもとしてはこれからもさらさらに縮めるように努力をしてまいりたいと思ひます。

○菅川健二君 最後に、昨日、参議院におきまして年金法の改正案が通過いたしましたわけでございますが、その中に賃金スライド制の廃止がうたわれておるわけでございます、我が党はもちろんこれにつきまして大変反対いたしましたわけでございますが、実際、そういった法案が参議院を通過

したたこととございまして、これが恩給年額の改定におきましてどのような影響を及ぼすものであろうかということ心配いたしておるわけでございます。

もとより、この賃金スライド制の廃止というのは保険財政の健全化という観点からなされたものでありまして、恩給というものは国家補償という観点からしまして性格の違うものであり、影響を及ぼすものではないというふうに考えたいと思ひますが、その点いかがお考えでしょうか。

○政務次官(持永和見君) 厚生年金、国民年金制度の改正法をきのう参議院を通過させていたいただいて、御指摘のとおり、賃金スライド制をなくすると、こういうことになりました。

しかし、この賃金スライド制というのは、先生も御案内と思ひますけれども、原則として五年ごとの厚生年金なり国民年金改定の際に、従来の賃金の伸びなりなんなりに応じて年金額を改定していくと、こういうことでありまして、毎年の改定とはちよつと違つております。

毎年の改定は、厚生年金、国民年金については物価スライド、それを組み込んでおりますから物価スライドでやつておりますけれども、恩給の方は、今も委員から御指摘ありましたとおり、総合勘案方式という形で、国家公務員の給与の改定をして物価、そういうものを両方見ながら改定しております。また制度がそれぞれ違ひます。

恩給は国家補償的な性格、いわば国家が償うという性格のものであります。また公的年金というものは、これはお互いの社会保険によつて相互扶助の形で運営がなされておるものでありますから、基本的に性格が異なつております。厚生年金、国民年金の賃金スライドが仮にやめになつたとしても、恩給は恩給として、公的なそういう国家補償という性格を見ながら、私どもとしては改善すべきところは改善していかなければならぬというふうに思つております。

と、来年平成十二年度の厚生年金、国民年金の中心で、後でいづれこれは法案を国会にお願いすることになるかと思ひますけれども、先ほど申し上げましたように、物価スライドが、実は平成十一年度の物価がマイナス〇・三％でありまして、これでございますと厚生年金、国民年金はマイナス〇・三％の年金額の改定、自動的にそうなるわけでありまして、現下の経済情勢なり高齢者の方々の生活実態を考へて、これは据置きと、とどめ置こうということ、そのための必要な法律改正を国会にお願いする、こういうことになっております。

そういう状況でありましたので、今回の恩給の改定においてもそれを見ながら、総合勘案方式というところで今回の〇・二五％の改定をお願いしているということ、その中で物価の〇・三％は、厚生年金、国民年金とのならみを見ながら捨象した形でやつております。

いづれにしても、両方とも年金的な性格を有する点では共通なものがあつますから、そういう意味で国民のそれぞれの受給者の人たちの生活を維持する、そういう点ではお互いある程度重なり合つております。そういう点では基本的な性格は違ひますので、改定なり改善のやり方については、恩給は恩給で従来どおりの改定の仕方であり、今後も推進し、その改善に努めてまいりたいというふうに考へております。

○菅川健二君 終わります。

○山下栄一君 私、恩給の対象にならない方々への配慮をどうするかということについて、きょうは質問したいと思ひます。

戦争が終つて五十年以上たつたわけですが、戦後処理問題、先ほども官房長官が触れられましたけれども、さまざまな形で政府、国会はこの問題に対応してきたわけでございます。ある意味では、戦争の被害者という犠牲者というものは、単に軍隊に行かれた方だけじゃなく、すべての国民と、こういうふうにも考へるべきであると思ひます。

その配慮の一つとして昭和六十三年に平和祈念事業特別基金法、これが成立したわけですが、うち、うちの強い主張でもございまして、この事業の対象者が拡大されたわけですが、これは非常に評価すべきことである、このように考へております。

ところが、この国の慰藉に対して、そんな必要ない、私は要らぬという人もおるわけですが、ただその配慮が、国の慰藉の気持ちがあるならば受けとめたいという人もおるわけで、それに対してきちつと伝わるような運用実態になつておるかということを確認させていただきたいというふうに思ひます。

例えば平成十年度で、書状とか銀杯とかその他の配慮はされておるわけですが、請求をする、請求されたけれども却下される場合もあるわけですね。実際、軍人恩給の資格のない方々という観点から申しますと、その方が実際に軍隊にいらつしやつた期間とかというところが非常に証明しにくい問題もある。

平成十年度で、請求者、そして却下された状況をちよつと教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(佐藤正紀君) 平成十年度におきまして、申請がありましたが、却下された件数と。

○山下栄一君 請求者数です。

○政府参考人(佐藤正紀君) はい。

平成十年度におきまして請求者数が一万三千三百四十二件でございます。その十年度におきまして却下された件数が二百二十件でございます。

○山下栄一君 確かに、せつかつ税金でやるわけですから、認定することはきつとせないかぬと思ひます。ただ請求される方が一生懸命でも、例えば遺族の方の場合でもすけれども、いろいろな方がいらつしやるわけですね。高齢でひとり暮らしの方もいらつしやるわけですね。また御夫婦だけの場合もあるだろう。いろいろ裁量せないかぬと思ひます。それをきちつと伝えて、請求書類も見ましたけれども、非常にたくさ

ん書く項目もあるわけで、気持ちがいっぱいあるけれども、正確にそんなの覚えていないし、証拠品も少ないという状況もある。だから、僕らでできるだけ却下というようなことが、本当にそのことを、実際に戦地に行かれたという方々について、やはり証拠を示すものが非常に不十分でも、調べるのは大変だと思うんですけども、できるだけ却下というようなことはない方がいいだろうなと思うわけです。

それで、兵籍簿等は国に全部ないわけで自治体にあると思うんですけども、それをこの基金が自治体に調べてくれませんかという場合の実情はどうなっているのか。これは国と自治体の関係は、やなくて、認可法人である基金と自治体の関係です。無料ですらうわけにいかないと思いますし、その状況がどうなっているかということをお教えください。

○政府参考人(佐藤正紀君) お答え申し上げます。基金で請求を受け付けますと、兵籍簿等を保有しております各都道府県それから厚生省の協力を得まして軍歴の確認をいたすわけでございますが、この確認に当たりますと、各都道府県に對しまして調査の委託費をお払いいたしております。各県規模等によりまして若干異なりますが、百二十万円から二百万円というところでござい

ますが、委託費をお払いいたしております。○山下栄一君 これ総理府から教えていただいたんですけども、特に自治体への調査確認依頼件数も大変な数に上っているわけですが、ただ、これは自治体によって物すごい差がある。状況をきちんと掌握されていないのかわからぬけれども、大都市は非常に多いわけですが、新潟県が非常に多いという状況でございます。沖縄県は非常に少ない、人口以上に少ない。この辺の状況、わかりましたら教えてください。

○政府参考人(佐藤正紀君) 先生御指摘のとおり、各都道府県によりましてかなり申請の状況にばらつきがあるかと思えます。確かに、例えば東

京都でございまして平成十年度には約千件ござい

ます。新潟では千件を超えておりました千五十五件というところでございますが、少ないところでもございまして、例えば沖繩で百七十件ほど、そういう状況でございます。先生のおっしゃったように人口の比例だけではちょっと説明のつかないような状況があるかと思えます。

○山下栄一君 非常に熱心な方がいらっしやうてこういう配慮があるということを啓蒙される、運動されている方の影響もあるのかわかりません。ただ、新潟県が突出しているのは何か背景があるのかなというのを思いましたので、質問させていただきます。

○政府参考人(佐藤正紀君) 遺族の範囲につきま

しては、生計関係をともにしたというような観点から兄弟姉妹というふうなところを対象といたしております。

○山下栄一君 抑留者に対する特別支給金の法律もありませんし、引揚者に対する法律もあるんですけども、これちょっとずつ遺族の範囲が違ってくるんですね。例えば引揚者については兄弟姉妹が入っていない。それぞれ若干違うわけですが、その中で、今回、私はできるだけ広い方がいいと思うんですけども、遺族の方への配慮を同じくするんだらと思うんですけども、この点、どう考えていらっしやいますか。

○政府参考人(佐藤正紀君) 今回、遺族の対象として選びました範囲につきましては、平和祈念事業特別基金に関する法律の四十五条に、戦後強制抑留者の慰労金の支給を受けるべき遺族の範囲という規定がございまして、ここで、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹というような範囲が書かれてお

ることを勘案いたしまして、これと準じた扱いをするというところで範囲を決めさせていただいた経緯がござい

○山下栄一君 わかりました。これいろいろ検討されると思いますが、できるだけ今既にされている遺族への配慮、さまざまな戦後処理に関する法律があると思うんですけども、できるだけ範囲を広げる形での検討をお願いしたいと要望しておきます。

それから、新しく配慮しますと、例えば内地三年だったのを勤務年数が一年以上でも今回配慮するということになりましたし、今申し上げましたように、御本人でなくとも遺族の方にも初めて配慮するということをされたわけですから、できるだけきちっとした形で周知徹底が必要だと。

特に遺族の方というのは、私も遺族の一人ですけれども、うちのおやじも軍隊でございましたので、その言葉自体もよくわかっていない遺族の方もたくさんいらっしやうと思

うわけで、今まで本人だけへの周知だったと思

いますけれども、今回は遺族を配慮した周知の徹底

の仕方を工夫しないと、せっかくの配慮が行き渡

らないということになると思うんです。

この広報活動についての工夫、どう考えてお

られるのかということをお聞きしたいと思います。

○政務次官(長峯基君) お答えいたします。

特別基金が行っている慰籍事業につきましては、政府広報によりまして、新聞、テレビ、ラジオ等の各種の媒体を活用して周知を図っております。また、基金独自でも新聞広告等を行っております。また、都道府県、市町村等に広報紙への記載等をお願いして細かく周知徹底を図

ついでに、先生のおっしゃるところでござい

ます。○山下栄一君 ちよっともう時間がなくなり

ます。最後ですけれども、冒頭申しましたように、戦争被害者、犠牲者というのは全国民であるとも言えるという観点から、国としてどう配慮してい

ます。○山下栄一君 それと、広報活動も、これは基金

がやる広報活動なのに基金の金で何やらぬのか

なと僕は思うんですけども、政府広報でやるの

も補助金も出ているし、基金も出しているわけ

から、別にだめだとは言いませんけれども、独自の

広報活動にもっときちんと熱心に、そのための

基金なんです。組織も四千人も職員いらっし

やるわけだから、この認可法人独自の広報活動が

不熱心じゃないかなと思っております。この点に

ついて、基金そのものの広報活動のあり方、ちよ

っと力を入れてやったらどうだということについてどうでしょうか。

くかという、公平を期してということからこの平和基金事業も始まったと思うんです。僕はこれ、四百億円の基金を積んで毎年二十五億円のお金でいろんなさまざまな配慮をしているわけですから、私もこの基金法の第一条に書いてある、要するに軍人恩給の対象にならない方々、強制抑留者、強制抑留者の範囲も限られているわけですからね、ソ連領とかモンゴルとか。それから、引揚者についても、引揚者ということは外地。私はこれはいろんな配慮の考え方があろうと、公平を期さすにやいかぬという。

ただ、全体的なさまざまな政府の取り組み方を見まして感じることは、やっぱり軍隊に行かれた方に非常に配慮する、それは配慮せにやいかぬ。だけれども、軍隊に行かれていない方々をどうするんだという、官民格差という表現もありますけれども、この問題。それから、戦争を外国で経験された方々への加算措置とか、要するに外国にいらつした方々は非常に配慮するけれども、内地でもさまざまな犠牲があつたわけ、この辺のことも私はきちっと、それで本当にいいのかという見直しということも必要なんではないかというふうに思っております。

平和基金事業の範囲につきましても、やはりこれで本当にいいのかという見直しを国の責任のもとにやっていく必要がある、このように考えるんですけれども、この考え方について、これは政務次官ですか、どうでしょうか。これで終わりますけれども。

○政務次官(長峯基君) いろいろこの制度の中で私も勉強させていただきましたが、先生のおっしゃるとおり、現実的には十分に御苦勞なされた方に対して報いをするというか、その基金の趣旨に沿って十分な対応ができていくかどうかという点については、もちろんまだまだ努力をしなければいけない点がたくさんあるだろうと思っております。

そのような御意見も踏まえて積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますが、もちろん気づかないこともたくさんあると思っておりますので、先生お気づきの点がございましたらまた御指摘もいただきまして、積極的に取り組ませていただきたくと思っております。よろしくお願ひいたします。

委員(小川勝也君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、山本正和君が委員を辞任され、その補欠として谷本龍君が選任されました。

○吉川春子君 恩給法について伺います。

現在、恩給を受給している数、そのうち旧軍人の数は何人でしょうか。

○政府参考人(大坪正彦君) 恩給受給者の数のお話でございます。

平成十二年度予算におきましては、全体で百五十一万人予定しております、そのうち旧軍人の方につきましては百二十八万人でございます。

○吉川春子君 この恩給支給は兵籍簿によるということですが、厚生省お見えですか。兵籍簿とは何でしょうか。

○政府参考人(炭谷茂君) 陸軍の兵籍簿は、陸軍の身上に関するものが記載されている人事資料でございます、旧陸軍から各都道府県に引き継がれ保管されているものでございます。

この陸軍兵籍には、本籍地、氏名、生年月日、官等級のほか、所属部隊名、異動等の陸軍軍人としての履歴が年月日の順を追って記録されてございます。

○吉川春子君 私、兵籍簿のモデルというか用紙をいただいております、これにかなり詳しくいろいろなことが全部書き込まれているわけですが、言ってみればすべての軍人軍属について、すべてというか兵籍簿のある人ですけれども、だれがどの部隊に所属して戦場に何年から何年までいてどんな任務に就いていたのかということが基本的に兵籍簿を見ればわかる、こういう資料がおつし

○政府参考人(炭谷茂君) ただいま先生がおつし

やられましたように、旧陸軍の軍人の身上については御指摘のとおりでございます。

○吉川春子君 きょうは時間の関係がありますので、この問題についてはそういうことを確認して、次の質問に行きたいと思っております。厚生省、ありがとうございました。

恩給の支給額について伺いますが、明治八年、一八七五年に恩給制度が発足し、第二次世界大戦に敗北した翌年、昭和二十一年、連合国司令官の指令によって重傷者に係る傷病恩給を除いて旧軍人軍属の恩給は廃止されました。にもかかわらず、昭和二十八年、旧軍人軍属の恩給が復活しましたけれども、それはなぜだったのでしょうか。

○政府参考人(大坪正彦君) 恩給、先生の言われた経緯を踏んでおられるわけですが、昭和二十八年に復活したわけでございます。その前提といたしまして、昭和二十七年に平和条約の発効という前提があつたわけでございますが、そういうような状況を踏まえまして、恩給軍人の処遇についてどう考えるかというふうな、特に亡くなられた方あるいは戦病者の方を中心としてどう考えていくかというふうな世論が強くなってまいりましたわけでございます。

そういう状況のもとで、政府といたしまして恩給法の特例審議会という名称で審議会を設けまして各般の御意見をいただいたわけでございますが、その意見の結果といたしまして、軍人恩給につきまして復活し、適切な措置をとるべきだというふうな建議をいただいております。それに基きまして恩給法を改正して現在に至っておりますという状況でございます。

○吉川春子君 これはたしか議員立法によって行われたというふうな承知しておりますが、これまた恩給が戦後復活して、総額で幾らぐらい支給されてきたのか、その額をお示しいただきたいと思っております。

○政府参考人(大坪正彦君) 復活後ということではよろしいわけでしょうか、昭和二十八年以降の。

○吉川春子君 はい。

○政府参考人(大坪正彦君) 昭和二十八年以降で申しますと、恩給総額といたしましては、軍人恩給といたしましては三十九兆九千億、文官恩給が三兆三千億、合わせて四十三兆二千億になるわけでございます。

一つ御説明させていただきたいのは、やはり数字というものは当時当時の社会情勢のもとでの数字になりますので、例えば二十八年当時で申し上げますと、一般会計に占めます恩給費につきまして、昭和二十九年ですと例えば九・四九%というふうな位置づけの恩給費でございます。現在は、そういう同じような目で見れば一般会計の比率を見ますと一・五七%という比率になっておりますし、貨幣価値の変動もあるということで、単純に足し上げることにおいてどういふような評価をするかというのとはなかなか難しい問題も含んでいるというふうに思っております。

○吉川春子君 いずれにしても大変な額であることは間違いないと思っております。

恩給と年金の違いというのは、年金は自分が掛金を掛けたものを受け取る、恩給は国庫から支払われる、単純に言うとう、わかりやすく言うとういうことというふうな承知してはいますが、よろしいですか。

○政府参考人(大坪正彦君) 先生言われたとおり、そういう恩給のそもそも戦前からの物の考え方を引つ張つてきているわけでございますが、そういう国に尽くしたという観点で、国として、使用者としてどういふふうなそれを評価するかという観点で恩給は出されるわけでございますが、年金につきましてはそういう相互扶助という観点での年金でございますので、性格の差はそういうふうにあると思っております。

○吉川春子君 総務庁恩給局が「恩給のしくみ」という非常にわかりやすい本を出されておりますので、私はこれに沿って何点か質問いたします。

まず、十ページに加算年一覽表というものがございまして、恩給にはさまざまな服役年数、服役

というのには兵役に服するという意味ですけれども、加算年の制度があります、その中で、戦地戦務加算、これは服役月数に最高三倍まで加算されるというふうなことは説明されていますけれども、これはどういう旧軍人が対象になるんでしょうか。満州事変とか南京入城とか、こういうところから従軍した人たちが対象になるんでしょうか。

○政府参考人(大坪正彦君) 先生言われましたとおり、そういう地域に勤務されて、その時期も特定されておりまして、時期と地域、その辺を当時の状況のもとで認定しながら決まっておりますのでございます。

○吉川春子君 中国に出征というんですか、言葉遣いがわからないんですけども、服役された方はこの戦地戦務加算が基本的には受けられる、こういうことになるんですか。簡単でいいです。

○政府参考人(大坪正彦君) 地域によって、時期によって中身は変わりますけれども、基本的には大体何らかの加算がついているだろうというふうには思っております。

○吉川春子君 それから、この「恩給のしくみ」を見ますと拘禁加算というものがあります。拘留、拘禁という字で受けられ、そこには「戦犯者として海外において拘禁されたとき」というふうな説明されておりまして、これはどういう方が対象になるんですか。

○政府参考人(大坪正彦君) そのものごとくございまして、戦犯という判決を受けた後、その戦犯としての立場で外地におられた方についての加算でございます。

○吉川春子君 例えば、BC級戦犯の判決を受けて有罪になられた、そういう人たちも含まれるのでしょうか。

○政府参考人(大坪正彦君) そういうふうになると思います。

○吉川春子君 具体的な例を挙げる時間的余裕がありませんので挙げませんが、なぜそれは加算されるのでしょうか。なぜ加算されるのでしょうか。

という理由です。

○政府参考人(大坪正彦君) 先生言われましたのは拘禁加算についてのお尋ねかと思えますが、加算一般で申し上げますと、職務あるいは勤務された地域、そういう特性に応じてそれぞれ……

○吉川春子君 いえ、拘禁加算です。

○政府参考人(大坪正彦君) 拘禁加算につきましては、身分として一応軍人という身分のまま勤務されるというような観点のもとで設けられているものでございまして、そういう拘禁という特殊な事情に着目したものであるというふうな考えでおります。

○吉川春子君 そうしますと、いろいろ政府の答弁書によりまして、BC級戦犯、何千人以上の方が裁判を受けて、実刑も受けていますね。そういう方も全部含まれるというふうな今私は理解いたしました。

それからもう一つ、不健康業務加算というものがありますが、これはどういう内容なのでしょう。か。

○政府参考人(大坪正彦君) これは、不健康業務加算と申しますのは、いわゆる職務加算、先ほどの戦地加算は地域に着目した地域加算でございますから、これは業務に着目した職務加算でございます。戦前におきます制度といたしましては、改正前の恩給法三十八条に「不健康ナル業務ニ引続キ六月以上服務シタルトキ」に加算するというふうになつておるものでございます。

○吉川春子君 「不健康ナル業務」という内容を具体的に法律の条文に沿って説明していただきたいと思えます。

○政府参考人(大坪正彦君) ただいま引用しました改正前の恩給法三十八条におきましては、先生言われました業務につきましては「勅令ヲ以テ之ヲ定ム」というふうになつております。その勅令を見ますと、廃止前の恩給法施行令十七条でございまして、「不健康業務ノ加算ハ一月ニ付半月トス」ということで、半月加算というのが一つ決まっております。

それ以降、一号からさまざまな不健康業務が列挙されているわけですが、例えば一号に書いてありますのは、読み上げさせていただきますと、「有毒ノ瓦斯若ハ蒸気、爆発類又ハ危険ナル細菌ノ研究又ハ製造ニ直接従事スル勤務ニシテ内閣総理大臣ノ指定スルモノ」、こういうようなものが例えば例示されております。

○吉川春子君 これも恩給局からいただきましたけれども、「危険ナル細菌ノ研究又ハ製造ヲ為ス場所ニシテ内閣恩給局長ノ特ニ指定スルモノ」というのは具体的にどういふものなのでしょう。か。

○政府参考人(大坪正彦君) 先生言われましたのは、私、先ほど申し上げました施行令十七条の「内閣総理大臣ノ指定スルモノ」を受けた格好で出されました内閣告示の中で記載されているものでございまして、先生言われましたように、「危険ナル細菌ノ研究又ハ製造ヲ為ス場所ニシテ内閣恩給局長ノ特ニ指定スルモノ」という形で一つ出ております。そののは、昭和十七年九月の指定でございまして、「関東軍防疫給水部(大連出張所ヲ含ム)ニ於ケル左記ノ危険ナル細菌ノ研究検査並ニ診断液又ハ予防液ノ製造業務」という指定がされております。

この「左記」という形で出ておりますのは、「コレラ菌、ペスト菌、チフス菌、パラチフス菌、赤痢菌、流行性脳脊髄膜炎菌及其ノ他危険ナル病原細菌」というふうに記載されております。

○吉川春子君 けさのテレビニュースでドイツではユダヤ人に対する強制労働の補償を近日中に行うという報道が流れました。

これは大変ちよつと私としてもつらい質問をしているわけなんです、四十兆円軍人恩給が支払われてきた。そして、片や従軍慰安婦などについては一円も補償を政府はしていません。こういうバランスの悪さといひましようか、上品な表現で言おうと。

総務庁長官、どのようにお考えですか。

○国務大臣(統訓弘君) 今るるやりとりを伺いながら、最後の御質問がございました。

いわゆる従軍慰安婦の問題につきましては、官房長官のもとでこれまでの経緯も含めて対応されているところでございますし、私といたしましてはお答えする立場にはございませぬけれども、この問題につきましては、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であることの認識から、政府としてはこれまでもおおむね反省の気持ちでさまざまな機会に表明し、また元慰安婦の方々に国民的な償いをあらわす事業や、女性の名誉と尊厳にかかわる事業等を行う女性のためのアジア平和国民基金に対して最大限の協力を行つてきたところであると承知しております。

先ほど官房長官も申し上げましたように、二十世紀の中でいろいろな問題に対して政府として前向きに処理をしたい、こういうお話を申し上げました。このことも、こういう従軍慰安婦の問題も含まれているものと私承知しております。

○吉川春子君 恩給法を復活させた当初は我が党は反対してきただけで、その後、階級間の格差が徐々に是正されるとか年金的要素が加わつてきた中で、私たちは棄権から賛成に回つてきて、この法案、賛成なんですけれども、ぜひ総務庁長官、きょう官房長官がいらつしやらないので総務庁長官に最後にもう一問質問しますけれども、この恩給法が国際社会、国際世論が受け入れられるような方向により一層努力していただきたいということ、さまざまな補償要求が今出ていまして、ここには日本軍毒ガス戦の惨状というパンフレットも、私はこれはもうきょう時間がないので質問しませんけれども、そういうものもあるんで、生活保障はぜひ必要で、私たちこの法案に賛成なんです、やっぱりそのバランスというものも十分考えていただきたい。いかがでしょうか。

○国務大臣(統訓弘君) 大戦をめぐつてさまざまな問題が、未解決のままに残された問題がたくさんございます。これらにつきましても、官房長官も申し上げましたように、これから内閣として、そしてまた与党あるいは野党を問わず、いろんな

問題に対して真摯に議論し検討していただけるものだと思いますし、我々としてもそういう前向きな姿勢で対応させていただきたいと存じます。

○吉川春子 終わります。

○泉信也君 自由党の泉でございます。

まず、政府参考人にお尋ねをいたします。

いわゆる恩給の受給者というのは昭和四十四年をピークにしてずっと漸減をしておるようでございますが、予算額を見ますと、昭和四十七、八年ごろから五十八年までずっと増加をしておるわけです。五十八年からは予算額は横ばい、こういうことになっておるわけですか。

この五十八年から横ばいになっておる、何か恩給の構造的な変化があったのかどうか、御説明いただけますか。

○政府参考人(大坪正彦君) 先生の今の御指摘につきまして、実は私も詳しい分析は持っておりませんが、考えられるところをちょっと申し上げますと、五十八年以降、恩給ペアはいたしてございまして、予算額そのものは本来的に伸びるはずでございます。ところが、これが減になっておりますことは、恐らく亡くなられる方はどうしても御高齢の方がお亡くなりになる、御高齢の方はやはり勤務が長い方が多いから恩給年額も多い方が多いんじゃないか、亡くなられる方の恩給年額が多いというのが一点あるんじゃないかと思っております。

それからもう一つは、御本人がお亡くなりになった場合、奥さんがおられますと扶助料に転給するわけでございますが、扶助料は本人の方の恩給よりもどうしても低額になりますので、その部分はマイナスになる、この辺の二つの要素があつて総額としてマイナスになっていくのではないかなというふうな思っております。

○泉信也君 御説明の理由は一つ考えられる、と思うんですが、先ほど申し上げましたように、予算額自体は四十七、八年から五十八年まで増額をずっと続けておる、一方、受給者は四十四年から漸減を続けておるというその状況の中で、変わると

いふのは今の御説明だけでは私は説明できないんではないか、そう思うんですが、何かまたお考えの点がございませうか。

○政府参考人(大坪正彦君) それ以前の比較という点で申し上げますと、もう一つあり得ると申しますのは、恩給改善の内容的なものがあろうかというふうな思ひます。五十年前後におきましては、その前の加算年の復活、そういうことに伴いまして、恩給受給者の資格年数に達した方がかなりおられたものですから、それに伴いまして、恩給申請があり、それで恩給額が膨らんだという要素は無視できないだろうというふうな思ひます。

その辺の新規参入者を含んだような恩給改善と申しますのはこの五十年前半で大体終わつておりますので、伸びがとまつております要素としてはそれも大きい要素かなという感じは今いたしております。

○泉信也君 ありがとうございます。

これからは、将来のことを含めてもう一つだけ参考人にお尋ねいたしますが、先ほど来申し上げておられますように、受給者はこれから減つていく、当然予算額も減るだろう、理屈の上ではそうなると思うんです。ただ、一人当たりの平均受給額というのには必ずしも減つてはきていない。これはそれなりに先ほど来、公務員の給与との連動、物価の話とかというのがございまして、多分そうだと思いますが、これから先、恩給の構造を変えようということが想定されるかどうか。今まで幾つかの手当てをしてこれらしました、加算額をふやすとかいろいろなことをやらせましたけれども、そういうことが考えられるかどうかだけ、ひとつお答えください。

○政府参考人(大坪正彦君) 先生のおっしゃる意味は、今後、先ほど言いましたように新規改善、新規参入者もあり得るような恩給改善があり得るかというふうなことも含めての御質問かというふうな思ひますけれども、今の恩給、ここ数年の恩給改善の中身を見ますと、新規参入者を伴うような改善はございませんで、いわゆる年額の改定的

なペア中心の改善でございます。

私も、こういう改善をやる時に気をつけておりますので、さまざまな意味におきましていろいろバランスを大事にしながらやってきております。個々の恩給受給者の方が御不満を持たないようになら、それぞれの恩給の背景というものが大事にされることのないような制度バランス。それからもう一つ、恩給団体の方が現実におられまして、いろいろな御要望を出されますので、そういう御要望をどういうふうに私どもとして実施していくかというふうな観点も含めながら恩給改善をやつてきておられますので、今後制度的に大きな改善というのには思つております。

○泉信也君 総務庁長官に一つだけお尋ねをいたしますが、恩給局の定員というのを教えていただきましたと、昭和五十五年が五百八十人、現在は三百六十人というふうな減つております。これは恩給に関連する業務が減つておるからだと私は理解をいたしますが、合理化された部分があるからだろうと思つております。

それで、推計で十年後の恩給受給者が百万人を切るという数値をちようだいたしてしております。こういう合理化それから受給者が減るといふことからいいますと、現在の三百人余りの恩給局の職員の方々の数は恐らく十年後、二五%国家公務員の削減というものを適用してもしなくても、計算上は二百人ぐらいで成り立ち得る合ではないか、こういうふうな思ひます。業務の合理化を一層進めていただき、さらに恩給局の職員削減を進めていただきたいということを私は総務庁長官に申し上げておきたいと思つておりますが、長官、何かお答えがいただければ。

○国務大臣(堀内弘君) 確かに、今御指摘のように、恩給受給者が毎年毎年少なくなつておる現状は御指摘のとおりであります。同時に、恩給に対しては人数がずんずん減つておるという現状は、まさに御指摘がございましたように、機械化等を一生懸命推進した結果でもござい

ます。

いづれにいたしましても、小淵内閣は二五%の削減を国民に公約いたしました。したがつて、恩給に限らず、あらゆる事務事業に対して合理化を進め、そしてまた今申し上げた二五%定数減に向かつて努力をしたい、しかし同時に心しなければならぬことは、国民に対するサービス、これは絶対に落としてはならない、そういう二律背反的なことではございませぬけれども、いづれにいたしましても、行政は国民のためであるんだということとを肝に銘じながら、今御指摘のような合理化の達成に向かつて努力をしたい、これが私の決意であります。

○泉信也君 終わります。

ありがとうございます。

○委員長(小川勝也君) 他に御発言もないようです。これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

恩給法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(小川勝也君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小川勝也君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小川勝也君) 次に、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。宮澤大蔵大臣。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま議題となりました国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

国家公務員等の旅費に関する法律につきましては、最近の国際航空路線における運賃体系の変化等に対応するとともに、行政コストの削減を図るため、外国旅行における航空賃の支給基準の改定等を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。以下、この法律案につきまして御説明申し上げます。

国家公務員等の外国旅行における航空賃については、運賃の等級を三以上の階級に区分する航空路による旅行の場合について規定するとともに、最上級の運賃の支給は内閣総理大臣等及び指定職の職務にある者のうち事務次官級以上に限定するなど、支給基準の見直しを行うことといたしております。

その他、鉄道賃について特別車両料金の支給対象を指定職以上に限定する等の附則の内容を本則で規定するなど、所要の規定の整備を行うことといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(小川勝也君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十四分散会

三月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

平成十二年四月四日印刷

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三号中「運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には」を削り、同号を同項第一号とし、同項第四号中「急行料金を徴する」の下に「列車を運行する」を加え、「前二号」を「前号」に改め、「次に規定する」を削り、同号イ及びロを削り、同号を同項第二号とし、同項第五号中「又は二級以上の職務」及び「第三号の規定に該当する線路で」を削り、「もの」を「線路」に、「同号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号中「第二号又は第三号」を「第一号」に、「第四号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項中「前項第四号」を「前項第二号」に改め、同項第二号中「又は準急行列車」を削り、同条第三項中「第一項第六号」を「第一項第四号」に改め、「座席指定料金は」の下に「特別急行列車又は」を加える。

第十七条第一項第一号イ中「又は十一級の職務」を削り、同号ロ中「十級以下」を削り、同項第二号イ中「又は二級以上の職務」を削り、同号ロ中「一級」を「十一級以下」に改め、同項第五号中「又は二級以上の職務」を削る。

第三十四条第一項第三号中「若しくは十一級の職務」を削り、「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「二以上の階級」を「二階級」に改め、同号イ中「及び」を「並びに」に改め、「九級以上の職務にある者」の下に「及び特定航空旅行をする八級又は七級の職務にある者」を加え、「最上級を」に改め、同号ロ中「八級以下の職務にある者」の下に「イに該当する者を除く。」を加え、「最上級の直近下位の級」を「下級」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 運賃の等級を三以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃イ 内閣総理大臣等並びに指定職の職務にある者であつて一般職の職員の給与に関する法律第六条第一項第十号に規定する指定職俸給表の適用を受けるもののうち同表の九号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの(同表の十号俸又は九号俸の俸給月額の俸給を受ける者にあつては、各庁の長が大蔵大臣に協議して定めるものに限る。以下この号において「特定指定職在職者」という。)及び指定職の職務にある者であつて同表の適用を受けないものうち各庁の長が大蔵大臣に協議して定める特定指定職在職者に相当するものについては、最上級の運賃

ロ 指定職の職務にある者(イに該当する者を除く)、九級以上の職務にある者及び長時間にわたる航空路による旅行として大蔵省令で定めるもの(以下「特定航空旅行」という。)をする八級又は七級の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

ハ 八級以下の職務にある者(ロに該当する者を除く)については、ロに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃

第四十五条の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、八級又は七級の職務にある者が運賃の等級を三以上の階級又は二階級に区分する航空路による特定航空旅行をする場合における航空賃の額については、第三十四条第一項第一号ロ及び第二号イの規定にかかわらず、同項第一号ハ又は第二号ロに規定する運賃によるものとする。

附則第七項を削る。

(施行期日)
この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

2 (経過措置)
改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

一 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

一 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

平成十二年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K